

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 （ 教育学 ）	氏名	陳 若 婷
学位授与の要件	学位規則第4条第①・2項該当		
論 文 題 目			
談話における副詞「確かに」と「もちろん」の意味・用法			
論文審査担当者			
主 査	教 授	白 川	博 之
審査委員	教 授	畑 佐	由 紀 子
審査委員	教 授	柳 澤	浩 哉
審査委員	准教授	永 田	良 太
〔論文審査の要旨〕			
<p>本論文は、日本語の副詞「確かに」と「もちろん」が、基本的には異なった意味をもちながら、談話において類似した用法（譲歩用法）を有するという点に着目し、それぞれの副詞の本質的意味、および、両副詞の共通点と相違点を考究したものである。どのような文脈において、なぜこれらの副詞が使用されるのか、という談話における機能に焦点を当て、両副詞の意味・用法および異同を明らかにすることを目的とする。</p> <p>論文の概要は、以下のとおりである。</p> <p>第1章「序論」では、本来異なった性格をもつ副詞「確かに」と「もちろん」が譲歩用法においては同様の振る舞いを示すことを指摘し、両副詞の使い方の異同を明らかにするためには、それぞれの副詞の使用条件を談話という観点から再検討することが必要であるという問題提起をした。</p> <p>第2章「先行研究の成果と問題点」では、「確かに」と「もちろん」の意味・用法に関する研究を概観し、各副詞の本質的な意味を考える上で文脈という視点から考察することが重要であることを確認した上で、残された問題点、および本論文の研究課題について述べた。(a) 用法登録に留まり本質的意味が明らかになっていない、(b) なぜ譲歩用法があるかが説明できていない等、未解決の課題があることを論じた。</p> <p>第3章「本研究の視点」では、「確かに」と「もちろん」の意味・用法を論じるためにどのような視点が必要とされるかを検討した。上述の(a)、(b)いずれの課題を解決するためにも、①命題に対する話し手の心的態度、および、②（話し手が想定する）聞き手の知識・信念という視点からの検討が必要であることを論じた。</p> <p>第4章「『確かに』の本質的意味と用法」では、「確かに」を使用する際に満たされなければならない使用条件を考察し、それに基づいて「確かに」の本質的意味を明らかにする一方、様々な用法を関係づけて整理した。「確かに」の使用条件は、①先行文脈で誰かが命題 p が真であるという考え、又は傾きを持つこと、②確認する以前は、会話参与者の中で誰かが命題に対し不確かだと思っていること、③確認の手がかり」の存在の3つである。</p> <p>第5章「『もちろん』の本質的意味と用法」では、「もちろん」の使用条件を検討するこ</p>			

とにより、同副詞の本質的意味を明らかにし、用法を整理した。使用条件は、①話し手の知識・信念の中には先行する事態 p' と隠された r が存在しており「もちろん p 」の p は p' と隠された r から導かれた帰結であること、②話し手の知識・信念では、 p' が会話参加者の共有知識であること、③聞き手の知識・信念の中には r がない、または、聞き手は話し手の知識・信念に r が欠けているため p が導かれないと想定していること、の3つである。

第6章「非譲歩用法における『確かに』と『もちろん』の比較」では、比較を通じて、それぞれの副詞の特徴を明らかにした。両副詞は、文脈において命題に関して不確かなことが存在する等の共通点を有するものの、話し手の知識・信念においてどの時点で命題が真として成立するのか、また、命題が不確かだと思えるのはだれか、という点で異質である。

第7章「譲歩用法における『確かに』と『もちろん』の比較」では、両副詞に共通する譲歩用法において、どのようなしくみによって類似性が生じるのかを考察した。譲歩用法において両副詞が聞き手（他者）とどのように関わっているかを検討した結果、共に「聞き手（他者）の知識・信念に言及する」ことに基づいて機能している点で共通していることが確認され、それが類似性の原因であることが明らかになった。

第8章「結論と今後の課題」においては、本研究で明らかにしたことを整理した上で、今後の課題を述べた。

本論文は、以下の3点で高く評価できる。

- (1) 話し手の主観を表す副詞である「確かに」と「もちろん」の諸用法について、単に用法登録に留まることなく、話し手の命題に対する態度、および、（話し手が想定する）聞き手の知識・信念という観点から、原理づけられた説明を与えたこと。
- (2) 譲歩用法で用いられる「確かに」と「もちろん」について、共通点・相違点を明らかにすることにより、「譲歩」という談話展開のしくみの一端を意味論的・語用論的に明らかにしたこと。
- (3) 談話における副詞の機能を追求することにより、文法研究の射程を談話レベルに拡大することの可能性と有効性を示したこと。

これらは、いずれも、中国語母語話者をはじめ非母語話者に対する日本語教育に対して重要な示唆を与え得るものである。

論証のわかりにくさや詰め甘さ、談話構成の問題へどう展開させるかなど、今後改善・発展を期すべき課題も残るが、総じて言えば、本論文は、非母語話者であっても正確な日本語理解能力と理論を理解する能力、そして、洞察力があれば独自性のある日本語研究が十分可能であることを示す好論文である。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（教育学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

平成 28年 2月 19日